

令和2年4月22日

介護保険施設・事業所開設者 殿
高齢者福祉施設開設者 殿

富山県厚生部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染拡大にかかる富山県緊急事態措置の実施に伴う
社会福祉施設への協力要請について

令和2年4月16日に国が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大したことを受け、別添のとおり、本県においても緊急事態措置を実施することとなりました。

今般の本県における緊急事態措置の一つにある、特措法第24条第9項等に基づく休業を要請する施設に、社会福祉施設等は該当しませんが、引き続き、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡）等に基づき、適切な感染防止対策を講じていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、貴事業所の職員の方々に対しても、緊急事態措置の内容に沿って、不要不急の外出自粛や「3つの密」を回避する行動等に十分留意いただきますよう、ご周知願います。

なお、県の休業要請等に応じて、協力金を支給する「富山県・市町村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」について、社会福祉施設等は対象外であること、念のため申し添えます。